

京都大学アートサイエンスユニット運営協議会内規

第1条 この内規は、京都大学アートサイエンスユニット要項（平成28年7月29日総長裁定制定、以下「要項」という。）第5第2項の規定に基づき、京都大学心の先端研究ユニット（以下「ユニット」という。）の運営協議会に関し必要な事項を定める。

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) ユニット長
- (2) 研究担当理事
- (3) 要項第2に定める部局の教授のうちから、若干名
- (4) 前3号以外の京都大学の教授のうちから、運営協議会の議を経てユニット長が委嘱した者 若干名

* 前項第3号及び第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 ユニット長は、運営協議会を招集し、議長となる。

* ユニット長に事故がある場合は、あらかじめユニット長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

第5条 運営協議会の議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、運営協議会が重要事項と認めた議事に関しては、出席者の3分の2をもって決する。

第6条 運営協議会は、必要があるときは、運営協議委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第7条 運営協議会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

* 専門委員会に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

第8条 この内規に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この内規は、平成28年7月29日から施行する。